

# 資源と領土紛争の国際法的側面

三好 正弘

## はじめに

古来、領土紛争は絶えないと言われる。領土は国家の構成要素の一つであり、文字どおり死活にかかわる問題であるから、国家が領土を重視し、その範囲や得失に神経質に反応するのは当然であろう。それには、国家の名誉・威信もかかっている。国際法が国家主権を扱うに際して領域性を重視してきた理由もそこにある。

領土紛争と言うとき、一定の領土の領有または帰属の問題と、二つ以上の領土の境界すなわち国境の問題とを厳密に区別して前者のみを指す場合があり、理論的にはこの区別は意味があるが（1）、本稿の目的からはその必要がないので、両者を特に区別しないで扱うこととする。

過去の領土紛争には、一定の民族の居住場所の争奪という性格を帯びたものもあるが、多くの場合、経済的利益がかかわっていた。今日では、陸地の紛争でも海域の紛争でも、資源をめぐるものが多い。一九六〇年代以降のわずかな例を挙げただけでも、例えば、チェコスロバキア／オーストリア国境の石油・天然ガス開発、オランダ／西ドイツ間のエムス・ドラルト河口開発（2）、インド／パキスタン国境（カシミール）、日韓大陸棚、エーグ海大陸棚、南沙諸島、ナイジェリア／カメルーン陸地・海洋境界など、いずれも資源をめぐる紛争である。また、第三次国際連合海洋法会議の開催（一九七三年）を促したのも、海底の鉱物資源を求めて拡大する大陸棚の限界に歯止めをかけようとの機運が一因であった（3）。

陸上の国境紛争もなくなったわけではないが、近年の各国の排他的經濟水域（EEZ：Exclusive Economic Zone）設置により海洋の境界画定が必要になった事例が多い。理論上境界画定の必要な場所は三〇〇ほどもあると言われているが（4）、実際に画定を迫られるのは当事国が必要と感ずる場合であり、それは生物または非生物資源の開発・利用という経済的利益を得んがためである。その必要が当面感じられない海域では、境界画定は関係国との間で問題とはならず、放置されるのが普通である。境界画定が必要となった場合で、すでに画定された例はかなり多いが、ほとんどは当事国間の協定により（5）、若干の例は第三者機関の判断に基づいて解決されている。協定の場合には交渉を経て協定に至るが、その間の事情は外交の機微がかかわり、通常局外者には不明である。

第三者機関による処理の場合は、事後の公開文書によりある程度その内容を知ることができる。特に国際裁判による処理の場合は、通常は判決文が公表されるので、それによって裁判ではどのような考慮が払われたかが分かることが多い。海洋の境界画定の判例をみると、最も重視されているのは対象海域の形状などの地理的な事情であり、経済的理由は比較的軽視されている。裁判では、通常当事国が経済的理由を強調するにもかかわらず、裁判所はこれを正面から取り上げることをしないのである<sup>(6)</sup>。しかし、経済的事情こそが、関係国が裁判にかけてでも海洋境界紛争を解決しようとする動機であるように思われ、そのように理解する論評もある<sup>(7)</sup>。

本稿では、こうした事情を踏まえて、資源と領土紛争の国際法的側面を少しき検討してみたい。

(1) Charles de Visscher, *Problemes de Confins en Droit international public*, Paris: Editions A. Pedone, 1969, p. 25.

(2) これら二つの紛争の解決策として、共同開発が取り決められた。各協定については、*Agreement between the Government of the Czechoslovak Republic and the Austrian Federal Government concerning the Working of Common Deposits of Natural Gas and Petroleum*, 23 January 1960 (United Nations Treaty Series, Vol. 495, pp. 134-140); *Treaty between the Kingdom of the Netherlands and the Federal Republic of Germany concerning Arrangements for Co-operation in the Ems Estuary (Ems-Dollard Treaty)*, 8 April 1960 (UNTS, Vol. 509, pp. 64-104); *Supplementary Agreement*, 14 May 1962 (*Ibid.*, pp. 140-150).

(3) 一九五八年の「大陸棚に関する条約」では、大陸棚の限界を水深二〇〇メートルまたは開発の可能な水深とする二つの規準がおかれ、そのために開発技術の進歩とともに大陸棚の限界が沖に向かって無限に延びる余地を生ぜしめた。そこで、大陸棚は一定のところで終わりとし、それ以後の深海底は人類の共同遺産として位置づけようという考え方が導入された。

(4) 少し古い資料であるが、米国務省地理局の専門家の試算によれば、当時の世界の漁業水域と大陸棚の境界が約三一七あるとされた。Robert D. Hodgson and Robert W. Smith, "Bound-ary Issues Created by Extended National Marine Jurisdiction," *Geographical Review*, Vol. 69, 1979, p. 423.

(5) 当事国間の協定による境界画定の事例については、協定のテキストおよび解説・分析を含めて、次の文献を参照。Jonathan I. Charney and Lewis M. Alexander (eds.), *International Maritime Boundaries*, 2 vols., Dordrecht/London/Boston: Martinus Nijhoff Publishers, 1993, xlvi+2138 pp. (以下、本書はCharney-Alexanderとして引用)。

(6) 一九六九年の北海大陸棚事件から八五年のリビア／マルタ大陸棚事件までの、四つの国際司法裁判所（I C J）判決と二つの仲裁判決を対象とした判例研究として、三好正弘「大陸棚境界画定準則に関する一考察」『高林秀雄先生還暦記念・海洋法の新秩序』、東信堂、一九九三年、一六一一九五ページ。経済的因素について、同論文、二八〇ページ。

(7) Derek William Bowett, "The Economic Factor in Maritime Delimitation Cases," *Le Droit International à l'Heure de Sa Codification: Études en l'Honneur de Roberto Ago*, t. 2, Milano: Dott. A. Giuffre Editore, 1987, pp. 45-63; Barbara Kwiatkowska, "Economic and Environmental Considerations in Maritime Delimitations," Charney-Alexander, Vol. 1, pp. 75-113.

## 一 領土紛争の法的側面

領土取得の国際法は、近世以降、特に一九世紀の西欧列強による植民地獲得競争の歴史のなかで、裁判による紛争の処理などを通じて形成された面が強い。植民地や島嶼を取得するのに、対象の土地の競争相手国との距離（近接性）やその発見の早さよりも、実効的支配が有効であるとする論理も、そこから出ている。しかし、そこには力の論理が潜んでいるにせよ、強奪を容認するのではなく、「平穏且つ継続的な国権の行使」があること<sup>(1)</sup>、すなわち、対象地域の領有が一定期間他の国によって争われていないことを条件とするという合理的な側面もあることを認めなければならぬ。

この論理は、第二次世界大戦後の非植民地化の動きを経て少し修正されたと言えよう。国連総会の決議として、「植民地独立付与宣言」や「天然資源に対する永久主権宣言」などが採択され<sup>(2)</sup>、旧植民地に政治的、経済的な自決権を認める動きが強まり、一部の開発途上諸国はその憲法などの

基本的国内法において、陸地および沖合に賦存する資源を国家の所有権のもとにあることを明記している（3）。この動きは、植民地主義を否定したという意味において、伝統的な実効的支配の論理に修正を迫った。しかし、この自決権行使を通じて新国家を形成した政治権力は、その内部で分離を目指す勢力の自決権を認めず、国家の領土保全を上位概念として位置づける態度をとり、自らの領土の一部や島嶼の領有がかかる問題などでは、伝統的な意味での実効的支配論を展開している。このように、領土の帰属について、実効的支配論は今日なお基本的に変わらぬ論拠を提供している。

ただ、これは無条件に成り立つものではなく、領有争いが明確になった時点以降の、他の国が反対する建設工事などの行為は法的に認められないことに注意する必要がある（4）。

(1) 一九二八年のオランダ／米国間のパルマス島事件仲裁判決、*Reports of International Arbitral Awards*, Vol. 2, p. 839. なお、実効的支配と自然の添付、近接性、発見との比較について、*Ibid.*, pp. 839, 845, 854. パルマス島事件のこの点に関する評価について、三好正弘「国際司法裁判所と仲裁裁判所の最近の判例傾向——領域・境界紛争の判例に即して」『愛知大学・法経論集』、第一四三号、一九九七年三月、一六五一—一六六ページを参照。

(2) 一九六〇年一二月一四日総会決議一五一四(XV)、一九六二年一二月一四日総会決議一八〇三(XVII)。

(3) 例えば、フィリピンの一九七三年「憲法」第八節第一四条。パプアニューギニアの一九七七年「鉱業法」、同年の「石油法」。マレーシアの一九七四年「石油開発法」。以上、アジア太平洋経済社会委員会の天然資源委員会文書E/ESCAP/NR. 9/22, 23, 25 (30 August 1982, 27 August 1982, 31 August 1982)による。

(4) このいわゆるクリティカル・データの問題について、さしあたり、前記注(1)の三好論文、一六七一—一六八ページを参照。

## 二 領土紛争の解決方法

国際紛争の解決方法には、大別して、当事国間の直接交渉と、紛争の第三者機関への付託がある。交渉は、関係国の大小・強弱などによる不平等な解決になる可能性はあるものの、基本的には当事国の納得しうる解決策であり、現にほとんどの紛争は交渉を経て協定によって解決されている。過去および現在懸案の日韓、日中、日ソ（ロシア）、日米加などの漁業紛争の処理の仕方をみても、このことは理解できよう。

第三者機関による処理には、法的拘束力のある裁判と拘束力のない調停などがあるが、裁判でも近年の例では当事国間の協議や交渉を勧告したり、当事国が交渉を行なう際の指針を示すだけのもの（当事国がそれを裁判所に求める）がある（1）。これは、最終的には当事国が交渉で解決を図ることになるが、第三者の冷静な判断を参考にする点に意義があろう。

以下、竹島（韓国名：独島）、尖閣諸島（中国名：釣魚台群島）の問題や南沙諸島の問題が、その領有権とともに各島嶼周辺海域の資源について関心を呼んでいることに鑑み、従来の主として大陸棚に関する海洋境界紛争の処理の事例に照らして若干の問題点を示してみたい。

### (1) 海洋の境界画定の準則

海に面した国家はそこに一定の権利を有する。領海に対しては主権を、領海の外側の大陸棚やEEZに対しては資源開発のための主権的権利を有する。これが基本である。ある海域の複数の沿岸国がそれぞれ主張する大陸棚またはEEZの範囲が重なり合うときは、各国の管轄権行使が衝突しないように境界線を引く必要が生ずる。その際の原則の第一は関係国の合意であるとされ、合意の

ない場合は、衡平の原則による画定とすることが、国際慣習法とされる（2）。衡平の原則が何であるかは、国際判例において明確に示されたことはないが、一九八五年のリビア／マルタ大陸棚事件において I C J がこれを例示したことがある。自然を改造してはならない、他の当事国の大陸棚を切断してはならない、関連事情を尊重しなければならない、衡平は平等と同義ではない、配分的正義の問題はない、の五原則がこれである（3）。これらはあくまで例示とされたが、それぞれの原則が疑問の余地なく明確とは言えない。

むしろ、これより前の一九八二年のチュニジア／リビア大陸棚事件において同裁判所が強調した、衡平な解決を目指すべしとした点が重要であろう（4）。海洋の境界画定にかかる判例は、六九年の北海大陸棚事件から最近のものまで、例外なくこれを言うし、その趣旨は、八二年に採択された国連海洋法条約の E E Z および大陸棚の境界画定に関する規定に織り込まれている（5）。衡平な解決という観点から特に重要なのは、前記の諸原則のうち、「関連事情の尊重」という原則であろう。これは、対象海域における関係国の地理的条件など、衡平な解決に導くのに関連する事情を尊重するということである。

## （2）島の法的地位

そのような関連事情の一つに島の扱いがあり、その位置と形状、大きさ、重要性などが問題になる。例えば、海を挟んで向かい合う A、B 二ヵ国があつて、A 国寄りに B 国の島がある場合、仮にこの島と A 国との間に中間線を引いてこれを境界線とすると、その島を無視して引いた中間線による境界線と比較して、不均衡に広大な海域が B 国の管轄下に入ることになろう。また、海に面して A、B 二ヵ国が並んで位置し、A 国の沖に B 国の島がある場合、両国の陸地国境線を沖合に延ばす際に、この島を B 国の領土として等距離線を引いたとすると、A 国の海域は著しく狭くなるであろう。このような不均衡な結果は両国にとって衡平な解決とは言えない。そこで、現実には国家間の協定や裁判などにおいて、問題の島に対して部分的な効果だけを認めるとか、これを無視して境界線を引くという工夫がなされてきている（6）。

問題になるのは島の位置だけではない。その大きさや重要性も扱い方によっては不衡平な結果をもたらすことがある。国連海洋法条約には新たに「岩」に関して次のような定義がおかれた。

「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない（7）。」

これは、「島」が大陸と同様に領海に加えて E E Z および大陸棚を有することを前提として、「岩」は E E Z も大陸棚ももてないとしたのである。「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない」とはどういう状態を指すのかについて、まだ定説はないというべきであるが、一九八一年のアイスランド／ノルウェー（ヤンマイエン）事件国際調停委員会報告書は、この定義を現在の国際法の状態を反映するものとした（8）。この理解は首肯すべき合理性を有するとしても、まだ諸国家の法的信念になっているとは言えない。領有権争いのある島嶼または岩礁が「島」であるか「岩」であるかは、この定義によれば一応の決着がつくことになるが、領有を主張する国家が

それを「島」でなく「岩」であると認めるかどうか。現実は、当該国家はその周辺のEEZまたは大陸棚を狙っているはずであるから、問題の形成物を「岩」と簡単に認めるとは思われない。

しかし、他面において、このような問題の形成物に対して関係国との間で別の扱いをするということも、可能である。例えば、一九八八年の英国／アイルランド大陸棚協定では、長年の争いの結果、英國領のロッコールと呼ばれる岩礁を無視して境界線を画定したと言われるし<sup>(9)</sup>、日韓、日中間では、報道によれば、竹島、尖閣諸島を互いのEEZの境界線画定作業から切り離して扱うという了解のもとに、目下交渉が行なわれているという。ただ、この切り離し論は領有問題を解決するものではなく、解決を将来に持ち越すことになる<sup>(10)</sup>。

### (3) 共同開発

島嶼や岩礁もそうであるが、それ以外の要因も境界画定を妨げることがある。例えば、関係国的一方が大陸棚を陸地の「自然の延長」とし、海底の形状を重視して海底に大きな窪みがあるとこれを大陸棚の切れ目とみなす立場をとり、他方が大陸棚の限界は陸地からの距離によって決まるとする立場をとっている場合、境界線画定の合意は容易ではない。いや、不可能な場合さえある。このような場合、両国がそれぞれの法的立場を当面棚上げすることに合意できれば、主張の重なり合う海域を共同で開発するという経済優先の解決策もありうる。この、境界画定に代わる共同開発のアイデアは一九六九年の北海大陸棚事件判決において付隨的に示されたもので<sup>(11)</sup>、これを利用した最初の例が七四年の日韓大陸棚南部共同開発協定である。ほかにも七九年のタイ／マレーシア共同開発了解覚書<sup>(12)</sup>や、最近の例では八九年のオーストラリア／インドネシア協力区域条約<sup>(13)</sup>がある<sup>(14)</sup>。

これらの例では、協定の期限を五〇年または四〇年とし、その間に共同開発を試みようとしている。開発の方式は各協定で異なり、一律ではない。関係国の従来の資源開発の契約がコンセッション方式、生産分与方式と異なっていた場合は、協定締結に際して調整を必要としたし、共同開発区域における関係国間の各種の管轄権行使のメカニズムの設定も難題であった。ただ、こうした技術的な問題点については、本稿の性質上これ以上の論及は避けることとする<sup>(15)</sup>。

一九八二年に採択された国連海洋法条約は、EEZおよび大陸棚の境界画定に関する規定の一環として、次のような文言をおいた。

「関係国は、〔境界画定の〕合意が得られるまでの間、理解及び協力の精神をもって、実際的な性格の暫定的取極を行なうため、また、この過渡的期間において最終的な合意の達成を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う。暫定的取極は、最終的な境界画定を妨げるものではない

<sup>(16)</sup>。」

この規定は共同開発を容認するものと理解できるところから、一九八〇年代終わりに英国の一専門家チームが包括的な海洋石油・天然ガス共同開発モデル協定を作成し、それを検討する国際的な会議を開催するという動きもあった<sup>(17)</sup>。

こうした一般的な機運のなかで、例えば、南沙諸島の領有を主張する諸国との間に、領有問題を棚

上げして周辺海域の共同開発を試みてはどうかというアイデアが浮上している。中国は、南沙諸島についても、尖閣諸島についても、共同開発をごく一般的な言葉で繰り返し提案しており、その関心を示している。南沙諸島の領有意思を表明している他の東南アジア諸国も、共同開発のアイデアそのものは受け入れる姿勢を示している。こういう情勢のなかで、インドネシアは南沙諸島には直接領有権の主張をしていないが、むしろその中立的な立場を利用して、一九九〇年から年一回の割合で「南シナ海における潜在的紛争の管理」に関する非公式ワークショップを開催してきた。その討論の中でも、政治・安全保障、領有権・管轄権、環境保護、相互信頼醸成措置（C B M）などの項目と並んで、共同開発が言及され、検討課題とされている<sup>(18)</sup>。ただ、共同開発のための交渉について、中国の主張する二国間交渉方式と東南アジア諸国の主張する多数国間方式との対立があり<sup>(19)</sup>、今のところ両者の間に妥協の兆しきみられない状態である。

(1) この点についての概略は、杉原高嶺『国際裁判の研究』、有斐閣、一九八五年、第五章「交渉命令と裁判の機能」、二一一二三五ページ。

(2) この合意と衡平の原則の法理を展開したのは北海大陸棚事件判決で、一九四五年の米国のトルーマン大統領による大陸棚宣言が謳っていた「合意」と「衡平の原則」という二つの概念が、大陸棚境界画定問題の全歴史を通じて諸国家の宣言や他の作業に反映し、慣習法となつたとして、これに倣つたのである。ICJ Reports 1969, p. 34, para. 47.

(3) ICJ Reports 1985, pp. 39-40, para. 46.

(4) 判決によれば、支配的なのは結果であって、衡平な解決をもたらすべき原則が衡平の原則であるという。ICJ Reports 1982, p. 59, para. 70.

(5) 国連海洋法条約第七四条一項、第八三条一項。

(6) 島の問題については、次の文献を参照。D. W. Bowett, *Legal Regime of Islands in International Law*, Dobbs Ferry: Oceana Publications, 1979; Clive R. Symmons, *The Maritime Zones of Islands in International Law*, The Hague: Martinus Nijhoff Publishers, 1979.

(7) 国連海洋法条約第一二一条三項。

(8) "Report and Recommendations to the Governments of Iceland and Norway of the Conciliation Commission on the Continental Shelf Area between Iceland and Jan Mayen, June, 1981," International Legal Materials, Vol. 20, 1981, p. 803. 調停委員会が依拠したのは条約となる前の段階の条約草案であったが、文言は条約と同じである。

(9) D. H. Anderson, "Report No. 9-5," in Charney-Alexander, Vol. 2, p. 1770.

(10) 問題の将来への持越しはほかにも例がある。一例が一九七四年の日韓大陸棚南部共同開発協定で、日韓の東シナ海の大陸棚の境界画定交渉において、両国の主張の重なり合う部分を共同開発区域とし（第二条）、その区域に対する主権的権利の問題を決定したり、境界画定に関するそれぞれの立場を害したりするものでないことを協定した（第二八条）。

(11) ICJ Reports 1969, p. 53, para. 101 (C) (2).

(12) Memorandum of Understanding between the Kingdom of Thailand and Malaysia on the Establishment of a Joint Authority for the Exploitation of the Resources of the Sea Bed in a Defined Area of the Continental Shelf of the Two Countries in the Gulf of Thailand, 21 February 1979, in Charney-Alexander, Vol. 1, pp. 1107-1110. この了解覚書について、次の文献を参照。Ian Townsend-Gault, "The Malaysia/Thailand Joint Development Agreement," in Hazel Fox (ed.), *Joint Development of Offshore Oil and Gas*, Vol. 2, London: British Institute of International and Comparative Law, 1990, pp. 102-108.

(13) Treaty between Australia and the Republic of Indonesia on the Zone of Cooperation in an Area between the Indonesian Province of East Timor and Northern Australia, 11 December 1989, in Charney-Alexander, Vol. 2, pp. 1256-1328. この条約については、三好正弘「オーストラリア・インドネシア海底共同開発協定について」、李國卿編著『アジア・太平洋地域の国際関係――政治・経済・文化の研究』、文●堂、一九九三年、一八三一二〇四ページを参照。

(14) 共同開発の協定は、境界画定が不可能なためにこれを棚上げして行なうというものばかりではなく、境界画定のうえで共同開発を策定する例もある。日韓共同開発協定以降のものでは、一九七四年の仏西ビスケー湾境界画定条約（Convention entre le Gouvernement de l'Etat Espagnol et le Gouvernement de la République Française sur la Delimitation des Plateaux Continentaux des Deux Etats dans le Golfe de Gascogne [Golfe de Biscaye]、英文テキストはCharney-Alexander, Vol. 2, pp. 1728-1734）、同年のスードン／サウジアラビア紅海共同開発協定（Agreement between Sudan and Saudi Arabia

Relating to the Joint Exploitation of the Natural Resources of the Sea-bed and Subsoil of the Red Sea in the Common Zone, in Benedetto Conforti and Giampeiro Francalanci (eds.), *Atlante dei Confini Sottomarini*, Milano: Dott. A. Giuffre Editore, 1979, pp. 93-94)。一九八一年のアイスランド／ノルウェー（ヤンマイエン）大陸棚協定 (Agreement on the Continental Shelf between Iceland and Jan Mayen, in Charney-Alexander, Vol. 2, pp. 1762-1765) がその例である。

(15) これらの諸点については、英國国際法比較法研究所の専門家チームの作成した海洋石油・天然ガス共同開発モデル協定およびそのコメントリーが詳細に論じている。Hazel Fox et al., *Joint Development of Offshore Oil and Gas: A Model Agreement for States for Joint Development with Explanatory Commentary*, London: British Institute of International and Comparative Law, 1989.

(16) 国連海洋法条約第七四条三項、第八三条三項。

(17) 英国国際法比較法研究所は一九八五年に専門家チームを設置し、既存の共同開発協定の調査から作業を開始し、八九年にモデル協定案を完成したうえで、同年七月に二日間にわたりこれの検討のため国際的な会議を開催した。Hazel Fox (ed.), *Joint Development of Offshore Oil and Gas*, Vol. 2, p. viii.

(18) 例えば、一九九一年七月一五日から一八日までバンダーンで開催された第二回ワークショップの共同声明第三項、一九九三年八月二三—二五日のスラバヤにおける第四回ワークショップの声明第一〇項。

(19) 一連の非公式ワークショップの実質的な指導者であるハシム・ジャラル無任所大使の、一九九四年一二月一三日バンコクにおける会議報告。Hasjim Djalal, "The Spratly Islands Dispute: The Prospect for Settlement," in Kathleen I. Matics and Ted L. McDorman (eds.), *Summary and Selected Papers of the SEAPOL Tri-Regional Conference*, Bangkok: South-East Asian Programme in Ocean Law, Policy and Management (SEAPOL), 1995, pp. 71-72.

## 終わりに

以上において、領土紛争には通常は資源が絡んでいること、特に最近の若干の島嶼をめぐる紛争と海洋資源の絡みをみてきた。そこにどのような法的問題点が含まれているかについても、その概略の説明を試みた。こうして資源絡みの領土紛争の法的側面がある程度明らかになったとして、はたしてそれで紛争が解決されることにつながるかどうか。

紛争の解決という観点からは、大きな課題が残されている。それは、関係国の紛争解決への意欲、政治的意志である。本稿で例示した若干の協定や国際裁判も、関係国の交渉および協定の意志、裁判にかけるという意思決定があったからこそ現実のものとなったのである。それらの個別のプロセスには局外者に知りえない複雑な事情が絡むであろうが、それを抑えて関係国が協定なり、裁判なりの意思決定をしたことが決め手になって、現実の結果を生み出したのである。

しかし、だからといって、法律、経済、科学などの各分野の専門家が無力感に陥るべきいわれはない。彼らは、その各専門分野の知見を活用し、紛争の実態を明らかにすることによって争点を明確にし、紛争解決方式の選択などの解決の方向性を示唆するなりして、一定の影響を及ぼしうる立場にある。政治的意思決定を行なう立場の者は、この点を十分認識すべきであろう。

こうした見地からすると、先に述べた南シナ海における潜在的紛争の管理を目指して、カナダの資金援助のもとに行なわれているインドネシア主導の非公式ワークショップは、きわめて興味深い試みと言えよう。毎回参加者は数十名から一〇〇名ほどで、そのなかに関係国の政策決定に責任のある立場の者が入っている。非公式の会合で非公式の討論を繰り返し、その指針のもとで実務的な主題別の専門委員会が海員教育、水路調査、法的諸問題、海洋環境保護、潜在的紛争の管理といった事項について検討を続行している(1)。これらすべてが信頼醸成に貢献することが期待されているのである。そして、いっそう興味深いのは、この非公式を謳うワークショップの成果を各国当局者に勧告することが認められていることであり(2)、この手続きを踏むことによって、非公式のコ

ンセンサスが公式のものになる可能性がある。この東南アジア諸国連合（A S E A N）風とも言うべき、ややファジーな方法は一直線にことを急ぐのではなく、全体のコンセンサスを見極めながら歩むという調子のようである。毎回発表されるワークショップ声明をみる限り、その行く先はまだ明確には読み取れないが、全体として関係国間の信頼醸成をじっくり待つという姿勢をとっていると思われ（3）、成り行きを見守りたい。

- (1) 一九九六年一二月一四一一七日のバタム島での第七回ワークショップの声明によれば、海員の訓練・教育、水路調査、法的諸問題、海洋環境保護、および南シナ海の潜在的紛争の管理を研究課題として、九七年中に各専門家グループの会合を開催する予定という。Statement of the Seventh Workshop on Managing Potential Conflicts in the South China Sea, Batam, 17 December 1996 (mimeo.), para. 15.
- (2) 一九九一年の第二回ワークショップの共同声明前文、九三年の第四回ワークショップの声明第六項。
- (3) 一連のワークショップの活動すべてがCBMそのものであると参加者は認識している。前記注(1)の第七回ワークショップの声明第一三項。